

# 芽室中学校いじめ防止基本方針

芽室町立芽室中学校

## 1 基本理念といじめの基本認識

### (1) 基本理念（いじめ防止対策推進法第3条から）

「いじめは人間として絶対に許されない」という確固たる認識と毅然とした態度で生徒一人一人が、元気で明るく、健やかに成長していくことができるよう取り組んでいくこととする。

- ① いじめはどの学校でもどの生徒にも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害であるという認識の下、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- ② 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒に理解を深めさせなければならない。
- ③ いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識し、学校、家庭、地域、関係機関が連携して、社会総がかりでいじめ問題の克服を目指して行わなければならない。

### (2) いじめの基本認識

本校では、「いじめは、絶対に許される行為ではなく、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである」という認識の下、いじめられている子どもがいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然として指導していく。

かけがえのない存在である子どもたちが、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、「芽室中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

＜いじめ防止のための基本姿勢として、以下の五つのポイントを挙げる。＞

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決に当たる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導に当たる。

## 2 いじめ（いじめ防止対策推進法第2条から）と「いじめの特質」の定義

### (1) いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

### (2) いじめの特質

学校がいじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるのかを教職員が共通に認識しておくことが重要である。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### 3 学校及び教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条から）

学校は、いじめを早期に発見するため、生徒に対して定期的な調査を行うとともに、個別面談や生徒に実情に応じ必要な措置を講じる。なお、これらの調査や措置は、生徒が義務教育に在籍期間中は記録として保存する。教職員は、保護者等との連絡を密にしながら、教職員間で連携して、生徒の変化に気づくための配慮をしなければならない。校長は、いじめに気づいたとき、もしくは生徒または保護者・関係機関等からいじめの訴えがあったときは、速やかにいじめ対策委員会において情報共有を図り、いじめの問題解決に向けた、指導・支援の体制・対応方針について決定し、学校全体で適切かつ迅速に対処する

### 4 保護者の責務（いじめ防止対策推進法第9条から）

保護者はいじめを正しく認識するとともに、子どもに対して、いじめは許されない行為であることを説明し、これを十分に理解させる。また、規範意識を養う指導や学校などが講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努める。

### 5 いじめ対策のための組織（いじめ防止対策推進法第22条から）

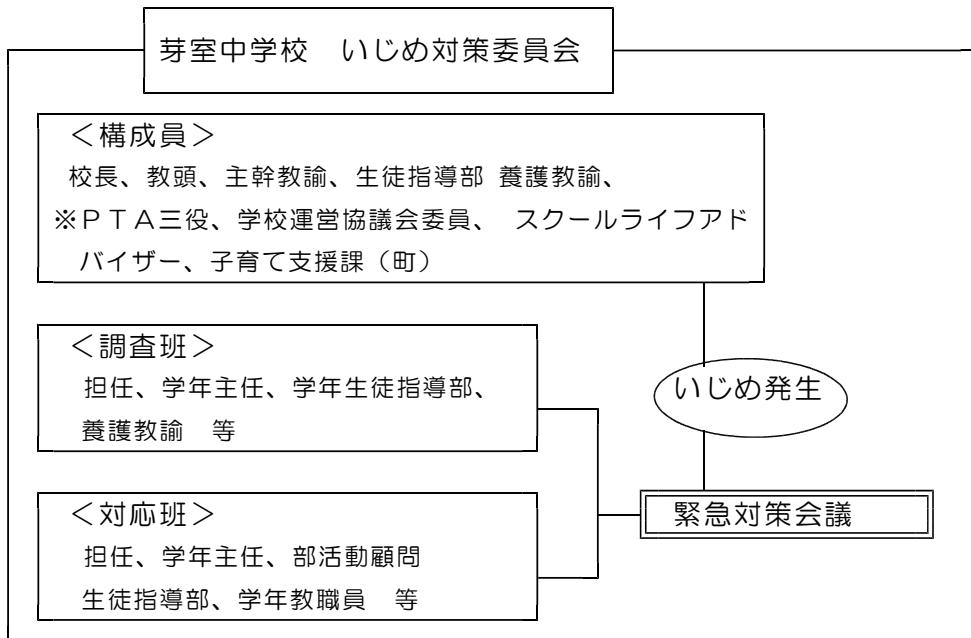
(1) 名 称：「芽室中学校いじめ対策委員会」

(2) 構成員：校長、教頭、主幹教諭、生徒指導部（各学年、特別支援）、養護教諭の8名  
※状況により、PTA三役、学校運営協議会委員、スクールライフアドバイザー、子育て支援課（町）を加える。

(3) 会 議：4月（計画会議）、9月末（中間反省と後期計画の検討）  
3月（反省会議）、その他必要に応じて開催する。

※学校運営協議会委員とPTA三役については、必要に応じて出席を要請する。

(4) その他の組織：校内体制における「いじめ対応チーム」は、次のとおりとする。  
教頭、学級担任、生徒指導部、養護教諭  
(場合によって、教科担任やTT、指導助手も含む)  
\*「いじめ対応チーム」は、発生（認知）した個々のいじめ問題に対処することを目的とした適宜の組織とする。



## 6 学校におけるいじめ防止等に関する取組

### (1) いじめの未然防止

- ① いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について校内研修を行い、いじめの対応力の向上と生徒指導大切の充実を図るとともに、生徒に対し全校集会や学級活動などで、指導を徹底する。
- ② 教育活動全体を通じて人権教育や道徳教育の充実、生徒一人一人の自己有用感や自己肯定感、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め会える人間関係づくりや豊かな情操を培う指導に努める。
- ③ 「性的マイノリティ」や「多様な背景をもつ生徒」については、日常的に、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、プライバシーに十分配慮しながら、保護者との連携や、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

### 【主な取組】

- いじめアンケート調査の実施
  - ・いじめの早期発見のアンケート調査を「無記名」で実施する。(6月、11月)
  - ・いじめについての詳細な情報を得る。
- 生徒観察による情報収集
  - ・学級担任や学年所属職員、教科担任、養護教諭等、常に情報収集を心がけ、気にならぬ言動を発見した場合は、対象学年団と生徒指導部に報告する。生徒指導部はその内を勘案し、速やかに管理職へ報告し、相談を行う。
- 教育相談週間(定期)の実施(6月、11月)
  - ・事前に学校生活(生活・学習・友達関係など)に関わる調査を実施し、これに基づいて教育相談を行う。
- 学校風土調査等の実施と結果の活用
  - ・調査結果を学年間でも交流する。また、校内研修にも活用する。

## (2) いじめの早期発見

いじめは早期の発見が早期解決につながりやすい。早期に発見するためには、日頃から教職員と生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。

### ① 教職員がいじめに「気づく力」を高める

#### ア 生徒の立場に立って

教職員は人権感覚を磨き、生徒の言葉をきちんと受け止め、生徒の立場に立って守るという姿勢をもつ。

#### イ 生徒を共感的に理解する

生徒たちのささいな言動から、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れるような感性を高めて、生徒たちの気持ちや行動・価値観を理解しようとするカウンセリング・マインドを高める。

### ② いじめの態様を理解する

いじめの態様について、その行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている生徒を守り通すという観点から、毅然とした対応をする。

### ③ いじめをなくすための生徒の主体的な取組を行う

生徒がいじめ問題について自ら考えたり行動したりするなどの活動に取り組むことで、いじめは人間として絶対に許されないことや、社会性や規範意識、人権尊重の意識を身に付けさせる。

#### ア 異年齢・異学年との交流活動や体験活動及び学級活動、生徒会活動の充実

### 【主な取組や手立て】

- 定期的なアンケート調査（いじめアンケート）や教育相談の実施を通して、組織ないじめの早期発見に努める。
- 学校風土調査等のアセスメントを通して、学校の状況見える化し、安心して学ことのできる魅力ある学校づくりを推進する。
- 個人面談や家庭訪問の実施を通して、生徒または保護者が発進できる機会を積極に設け、いじめの早期発見を推進する。
- ネットパトロール等の実施を行い、いじめの早期発見に努める。
- 早い段階から複数の教職員での確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視すことなく、いじめを積極的に認知する。

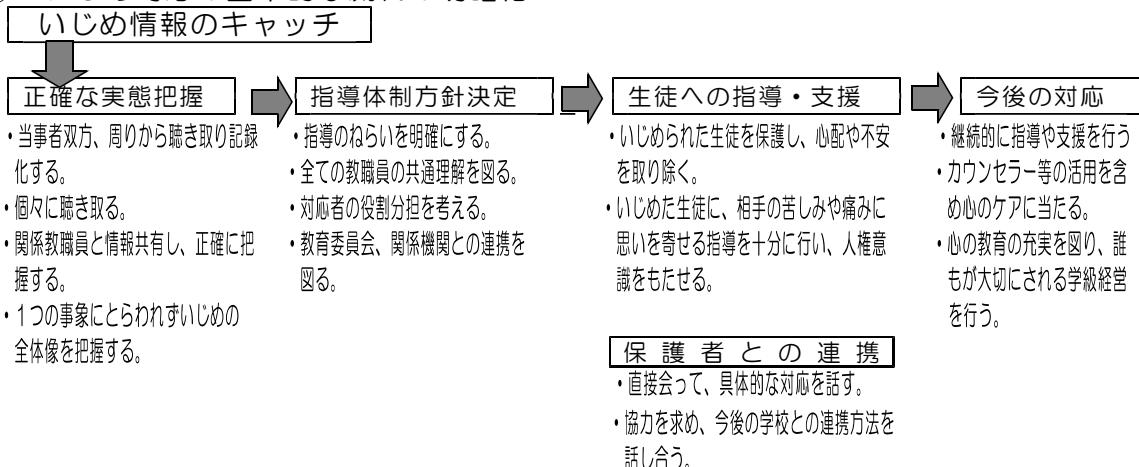
## (3) いじめの早期対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込みます、学年や学校全体で組織的に対応（一致団結）することが重要である。いじめの再発防止には、日常的に取り組む実践的な計画を立て、生徒に対して、継続的な指導や見守ることが必要である。

### 【主な取組や手立て】

- いじめの発見や通報を受けた場合には、直ちに校長へ報告するとともに、特定の職員で抱え込みます、組織的に対応する。
- いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒を守り通すとともに、加害側生徒は教育的な配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- いじめの疑いや訴えがあった場合には、いじめ対策委員会が、速やかに関係生徒ら事情を聞き取る。
- 事実確認の結果は、遅滞なく、被害側・加害側生徒の保護者に連絡し、解決に向けた学校の取組などに理解と協力を求める。
- いじめの対処については、指導により十分な効果を上げることが困難な場合には外部有識者等による指導・助言を得るとともに、教育委員会へ報告する。また、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、警察に通報し援助を求める。

#### ① いじめ対応の基本的な流れの明確化



### 【主な取組や手立て】

- 被害者生徒やその保護者の立場に立った対応をし、まず解決に向けた事実確認と指導の方針について説明する。並行して町教育委員会への報告と相談を行う。
- 校内チームの役割を明確にする。
  - ・情報収集、事実確認、整理、分析、まとめ
  - ・対応策の検討
  - ・教職員の意思形成、調整
- スピード感をもって事実確認にあたり、情報を整理する。
- チームとして立案した解決策に沿って、継続的な指導を実施する。
  - ・被害生徒への面談
  - ・加害生徒への指導
  - ・事実を認識していた生徒への指導
  - ・被害、加害生徒の保護者への説明と協力依頼（発見後から定期的な経過説明まで）
  - ・教育相談体制の強化
  - ・適切な人間関係づくりを目指した取組（各領域との連携）
- 問題の内容等に応じて保護者説明会を実施し、学校としての姿勢や方針を明確にする。
- 報道機関への対応は校長を窓口に一本化し、公開できる情報を整理させて、誠意ある公平な対応を心掛ける。その際、町教育委員会と連携して対応に当たる。

## 8 いじめ防止のための研修の充実

- (1) いじめの早期発見、対処方法などの習得を目的に校内研修を実施する。
  - ① 「生徒指導交流会」の開催（年3回）
  - ② いじめ事案に関する校内研修（事例研究・グループ協議を入れた研究）の実施
  - ③ 学校風土調査等を活用した校内研修の実施
- (2) 研修講座等、校外の研修会に積極的に参加し、その研修情報の還流に努める。

## 9 全領域における連携の重視

- (1) 各教科
  - ① 教科指導では、生徒指導の機能を生かした取組を充実させる。
  - ② 言語活動や各種授業形態による活動を通して、他の人と関わる能力を高める。
  - ③ いじめの芽を早期に摘み取るように努める。
- (2) 道徳教育
  - ① 道徳科の時間では、道徳的価値に基づいた人間としての生き方を追究することで教師と生徒、生徒同士の共感的な関係を深める。
  - ② 様々な体験を通して道徳的価値の自覚を高め、豊かな心を育成する。
- (3) 特別活動
  - ① 学級活動を基盤とした集団活動や体験的な活動を通して、よりよい人間関係を築く力や社会性の育成を図ることでいじめ防止につなげる。
  - ② 人との関わりの中での失敗体験などを大切にすることで、個性を伸ばし、自他を認めめる心を育む。
- (4) 総合的な学習の時間
  - ① 福祉に関わる体験活動や言語活動、探究活動を充実させる。
  - ② 社会の中の多くの人と関わる中で、社会的視野を広げ、他者理解を深めさせる。

## 10 いじめ対策の検証

いじめ対策の取組についてはスピード感をもった対応が求められることから、PDC Aサイクルにより短期スパンで検証・改善を図る。その役割は、生徒指導部が担う。

## 11 保護者・地域への情報提供

- (1) 基本方針は学校だよりや参観日等で保護者に紹介、周知し、理解と協力を得る。
- (2) 必要に応じていじめの状況や対応策などについて説明する機会を設け、学校としての説明責任を果たす。

月	学校の主な取組と情報提供などの内容
4月	「芽室中学校いじめ防止基本方針」の保護者への説明（参観日・PTA総会等） いじめ対策委員会の開催① いじめ防止の学級指導（不定期に効果的な指導） 生徒指導交流会①
5月	いじめ防止指導強化月間①
6月	いじめアンケート調査① 生徒指導交流会② 教育相談週間と事前調査の実施① 生徒会による自主的活動①
7月	いじめ対策委員会の開催②（中間評価）
8月	
9月	いじめ防止指導強化月間② 学校評価（中間評価：教職員・生徒・保護者）①
10月	教育相談週間と事前調査の実施②
11月	いじめアンケート調査② 生徒会による自主的活動② 学校評価（自己評価）
12月	いじめ対策委員会の開催③

1月	
2月	学校評価（年度末評価：教職員・生徒・保護者）②
3月	いじめ対策委員会の開催④（全体反省）

## 12 いじめ対策年間プログラム

学級における「適切な人間関係づくり」は年間を通して実施する。

### ◎ いじめ防止プログラム

#### (1) 学校での取組

##### ① アンケート調査

- いじめ防止プログラムの起点とする。
- いじめの実態について詳細に把握する。
- 生徒間の暴力の有無や教師との関係を把握する。
- いじめの被害状況や発生場所等の情報を得る。

##### ② 職員間・保護者・地域・生徒との連携

- いじめ対策委員会と他の教職員の連携を徹底させ、常に危機意識を高める。
- いじめ対策委員会と生徒会担当教員との連携を図り、生徒会役員を中心とした生徒によるいじめ撲滅キャンペーンの実施やいじめ防止集会を開催する。
- 保護者、地域と連携を図り、いじめ防止についての学習会などを実施する。

##### ③ いじめ防止リーフレット発行

- ア 生徒向けや家庭向けのリーフレットによって、学校とともにいじめをなくす意識を高める。

#### (2) 個人の取組

##### ① 加害生徒との話合い

- ア クラス内にいじめが生じていることを発見した場合、担任は時を移さず、いじめの両当事者と個別面談の機会を設ける。
- イ 加害者の態度が改まらない場合は、保護者を招いた面談を行い、いじめの解決を試みる。

##### ② 被害者との話合い

- ア 被害生徒を保護する、守るという強い姿勢をもち、生徒が安心できるよう心のケアに努める。
- イ 事態の解決に向けて面談を重ね、信頼関係を高める。

##### ③ 保護者との話合い

- ア いじめの事態を正しく把握し、両当事者の保護者と直ちに連絡を取り、事実を伝える。
- イ 当事者の生徒を最優先に考え、学校の取組や対応等を説明し、学校への理解と協力を依頼する。
- ウ 普段より学校と保護者間の情報交換を充実させ、緊密な協力、信頼関係を構築し、事態を効果的に解決させる。

## 13 いじめ早期発見のためのチェックリスト

- (1) いじめへの対処方針等について、学校全体で確認している。
- (2) 参観日や懇談会等においていじめの問題について保護者と話し合う機会を設けている。
- (3) いじめへの学校の対処方針や指導計画を家庭や地域に向けて公表している。
- (4) いじめ問題に関わる校内研修を実施している。
- (5) いじめの実態を把握するために、定期的にアンケート調査を実施している。
- (6) 定期的に生徒への教育相談を実施し、いじめに関わる情報を得ている。

- (7) 生徒がいじめの問題等について、主体的に考える取組を実施している。  
 (8) 「ネット上のいじめ」への対応として、ネットパトロールを実施している。  
 (9) 生徒向けに「ネット上のいじめ」に関する学習会を実施している。  
 (10) 「芽室町子どもの権利に関する条例」の学習会を実施した。

質問項目	教職員用	生徒用	保護者用
(1)	○	学校の「いじめ問題」への対応について知っている。	学校は「いじめへの対応」について家庭に説明し、理解を得ている。
(2)	○	—	○
(3)	○	—	○
(4)	○	—	—
(5)	○	○	学校はいじめを把握するために、定期的にアンケート調査をしている。
(6)	○	教育相談はいじめや学習・生活の悩みや不安の解決に役立っている。	○
(7)	○	学校では生徒たちがいじめ問題などについて主体的に考える取組をしている。	学校では生徒たちがいじめ問題などについて主体的に考える取組をしている。
(8)	○	—	—
(9)	○	ネットの使用に関する学習会は、その後の生活に役立っている。	—
(10)	「芽室町子どもの権利に関する条例」の学習会を実施した。	「芽室町子どもの権利に関する条例」の学習はためになった。	—

※令和7年7月に芽室町教育委員会で「芽室町いじめ防止基本方針」の改定に伴い、本校では令和7年9月10日の職員会議で決定し、今後、保護者の理解と町教育委員会はじめ関係機関と連携を図って推進する。